

あなたのお子さんがねらわれています!!

～「うちの子は大丈夫・・・」と思っていませんか?～

情報通信ツールの普及で電子商取引の規模が増加する中、インターネットに関する消費生活相談が数年前から増加し、全体の2割以上を占めるようになり、今も増え続けています。

あなたのお子さんが消費者トラブルに巻き込まれないためには、まず、大人が悪質商法の手口を知っておくことが大切です。子どもや若者が巻き込まれやすいトラブルを、日ごろから家族で話し合いをしましょう。

また、お子さんが「トラブルに巻き込まれていないか…」と注意深く見守り、異変があればすぐに消費生活相談機関に相談し、未然防止をはかっていくことが大切です。



子ども・若者をねらう主な商法

●ワンクリック請求

アニメなどの無料サイトを見ていて、年齢確認ボタンを押すだけで登録完了となり「契約完了」「料金請求」と表示され、高額な請求書が送られてくる。

クリックだけでは個人情報伝わりません。自分から連絡すると個人情報を伝えることになるので、絶対に連絡はとらないでください。

●サクラサイト商法

業者に雇われたサクラが、異性・タレントになりすまし、巧妙な手口で出会い系サイトに誘導する。メール交換などの有料サービスを利用させ、高い料金を繰り返し請求する商法。

最初は無料だが、次に有料サービスを勧められます。サービスを利用することは、業者に個人情報を知られるので慎重にしましょう。見知らぬ人からのメールには返信しないでください。

●インターネット通信販売・オークション

インターネットで商品を購入する通信販売やネットオークションは便利な反面、トラブルも多い。

通信販売にはクーリングオフ制度はないので、信用できるサイトを利用しましょう。



●マルチ商法

高額な商品（化粧品やサービス）の契約をし、自分で買い手を探し、利益を得ながら組織を拡大していく商法。

実際にもうかるのはほんの一部です。自分も被害者になり、誘った相手の加害者になることもあり、その被害は計り知れません。また友人との関係にも影響があることもあります。

◆相談連絡先

| | |
|-----------------|---------------|
| 消費者ホットライン | ☎0570-064-370 |
| 県民生活相談センター | ☎277-1003 |
| 警察安全相談室 | ☎272-9110 |
| 役場環境経済課消費生活相談窓口 | ☎388-1301 |

(第1・第3月曜日は専門相談員による相談も行っています。<17ページ参照>)